

会 則

一般社団法人 神奈川県測量設計業協会 横浜支部

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人神奈川県測量設計業協会（以下「協会」と云う）定款第35条の規定の横浜支部（以下「支部」と云う）と称する。

(目 的)

第2条 支部は、協会の構成員として、協会定款の目的に則り、業務の改善、会員の指導連絡および地域的活動を通じて、地域社会の発展に寄与し、併せて協会の発展に協力するものとする。

(事 業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協会事業活動の補助協力
- (2) 会員の親睦をはかる
- (3) 業務の改善に関する調査研究、並びに情報の収集
- (4) 前号の改善を図るため、関係機関及び関係団体との連絡及び提携
- (5) その他、支部の目的を達成するために必要な事業

(事 務 局)

第4条 支部は、事務局を横浜市内に置く。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 協会定款第5条第1項第1号の正会員の内、横浜市内に本店を有するものをもって構成する。

(会 費)

第6条 会員は、別紙の定めるところにより、会費を納めなければならない。

(退会および除名)

第7条 協会定款第8条、第9条および第10条により、退会、除名もしくは資格を喪失したものは、会則第5条の資格を失ったものとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 支部の機関

第1節 役員および相談役等

(役員の種類および選任)

第9条 支部には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 2名
 - (3) 幹事 10名以上15名以内(支部長、副支部長を含む)
 - (4) 監査役 若干名
- 2 幹事及び監査役は、総会において選任する。
 - 3 監査役は、幹事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、会務を統轄する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐して会務を掌握し、支部長に事故があるときは、幹事会の決議を経て、支部長の職務を代理し、支部長が欠員のときには、その職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 幹事の職務分担は、幹事会に於いて定める。
- 5 監査役は、民法第59条に準じた職務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は2事業年度間とし、協会役員任期と一致させることを原則とする。ただし補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることを妨げないものとする。
- 3 役員は、辞任し又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(相談役及び常任幹事)

第12条 支部には、相談役及び常任幹事を置くことができる。

- 2 相談役は、幹事会の承認により支部長が委嘱する。
- 3 常任幹事は、幹事会の承認により幹事の中から支部長が委嘱する。
- 4 相談役は、会議に出席して意見を述べるができる。

第2節 会議

(会議の種別)

第13条 会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。
(会議の構成)

第14条 総会は会員をもって、幹事会は幹事をもって構成する。

(総会に於ける決議事項)

第15条 総会に於ける決議は、会則に別段の定めのある場合のほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および予算
 - (2) 事業報告および決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員を選任等に関する事項
- 2 総会はこの会則に別段の定めのある場合のほか、支部の運営に関し、重要な事項を決議する。

(幹事会の決議事項)

第16条 幹事会に於ける決議事項は、次の事項とする。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
- 2 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(会議の開催)

第17条 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上若しくは監査役から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 幹事会は、支部長が必要と認めたとき又は幹事の3分の1以上から会議の目的たる事項が示されたときに開催する。

(会議の招集)

第18条 会議は支部長がこれを招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に会議の目的たる事項内容及び日時場所を示して開催の日の7日前までに文章をもって通知しなければならない。但し緊急の場合は、日数を短縮できる。

(議長)

第19条 総会の議長は、総会において、幹事会の議長は、幹事会において選任する。

(定足数)

第20条 会議は、それぞれの会議を構成する者の過半数の出席がなければ開催す

ることができない。

(決議)

第21条 会議の決議は、この会則に別段の定めがある場合のほか、それぞれの会議を構成する者の出席者の過半数の同意をもって決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 会員は、他の会員を代理人として表決できる。この場合、代理人は代理権を証する書類を、提出しなければならない。

3 本条1項または2項の場合、第20条、第21条および第23条第1項第3号の規定については、出席した者とみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において承認された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第4章 予算、事業計画等

(事業年度)

第24条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第25条 事業計画及び予算は、毎事業年度、支部長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業及び決算報告)

第26条 事業及び決算報告は、毎事業年度、支部長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(監査報告)

第27条 監査役は、総会において会務の執行が適正であったかを、報告しなければならない。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第28条 この会則は、第21条に別段に定めがある場合の他、総会において会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

題6章 雑 則

(委 任)

第29条 この会則の施行について必要な事項は、支部長が幹事会の決議を得て、別に決めることができる。

付 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

この会則は、平成9年5月29日から施行する。

この会則は、平成24年5月11日から施行する。